

平成29年3月

契約者・収集運搬業者 各位

大阪湾広域臨海環境整備センター  
業務課

### 廃棄物の適正な搬入について

平素は、当センターの業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当センターの廃棄物の受入において、廃棄物の温度が高いために受入業務に支障を及ぼす事態が発生しました。

つきましては、火災をはじめとする事故を未然に防止するため、下記に該当する廃棄物については、十分に対策を講じていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、受入時に温度測定や展開検査など受入検査を実施し、下記の対策が講じられていない廃棄物については、センターの定める受入基準の共通基準である「その他、広域処理場及びその周辺の環境を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがあると判断されるもの」とし、お持ち帰りいただくこととなりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

### 記

注意いただく廃棄物	具体的な廃棄物の種類	講じていただく対策
除熱が十分でない廃棄物	焼却灰、ばいじん処理物 燃え殻、ばいじん (下水汚泥を焼却したものを含む)	搬出前に攪拌や養生を十分に行い、 温度が一定以下まで下がったのち 搬出する
発熱反応が進行中の廃棄物	焼却灰、ばいじん処理物 燃え殻、ばいじん、汚泥 (下水汚泥を焼却したものを含む)	発熱反応が安定し、温度が一定以下 まで下がったのち搬出する
可燃性のある廃棄物の混入	不燃ごみのうち以下のもの ・ライター、スプレー缶等で ガスが残るもの ・リチウム電池など衝撃等により 発火する可能性があるもの など	受入時、搬出前の選別・確認を徹底 し、混入させない

問い合わせ先

大阪湾広域臨海環境整備センター 本社 業務課 (電話06-6204-1722)